

令和7年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開会開議			議長		
	令和7年12月10日 午前10時00分			的野信之		
	閉会開議			議長		
	令和7年12月10日 午前11時07分			的野信之		
出席及び 欠席議員	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	6	新谷留晴	出			
	7	的野信之	出			
	8	石井大輔	出			
	9	許斐潤一郎	出			
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	10	有働徳仁	11	栗田美和		

職務出席	議会事務局長	武谷朋視	出	議会事務局次長	寺本理恵	出
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	折尾敬敏	出
	教育長	外園哲也	出	総務課長	梶栗恭輔	出
	まちづくり課長	高橋奈美江	出	管財課長	石田正樹	出
	税務保険課長	石田克	出	住民環境課長	大村俊夫	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	健 康 こども課長	沼野葉子	出
	産業振興課長兼農業委員会事務局	柴田隆臣	出	都市整備課長	神谷徹	出
	会計課長	小長光弘平	出	上下水道課長	西生卓矢	出
	教育課長	森永健一	出			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和7年 第7回 鞍手町議会定例会議事日程

12月10日 午前10時開議

第3号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例
- 日程第2 議案第67号 鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第68号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第70号 鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第71号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第72号 令和7年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第73号 令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第74号 令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税
免除
- 日程第11 議案第76号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税
免除の額の変更

令和 7 年 1 月 20 日 1 月 定例会議案質疑。

~~~~~○~~~~~

—— 開議 10 時 00 分 ——

○的野信之議長

これから本日の会議を開きます。これより日程に入ります。日程はお手元に送信しているとおりです。日程第 1、議案第 66 号、鞍手町社会福祉法人に対する助成に関する条例を議題とします。質疑はありませんか。田中議員。

○2番 (田中二三輝議員)

2番。本条例案についてなんですか。まず、前回、取下げという形で再検討をお願いしました。その結果、この定例会への上程という形になっていると思うのですけども、前回指摘しておきましたけども、行政が一方的に当該法人への押しつけというような形にならないように、条例案をより詳細に、さらに、他の自治体を参考にして、より詳細なものをつくったらどうだというようなことも申し上げておりましたが、前回の内容とさほど大きく変わってないというふうに思います。この内容から見ても、必要な部分というのは全部網羅されているのかなというふうには思いますが、行政が一方的な要求にならないという、そういう懸念というのはやはり残りますが、条例案、今回提案するに当たって、僕は事前に必要な協議というのが必要だというふうに思いますけども、そのような、当該法人に対しての説明もしくは協議といったものを行われたのでしょうか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

本条例は、社会福祉法の規定に基づき制定するものであり、全ての社会福祉法人への事前説明は必要なものと考えておりますが、鞍手町社会福祉協議会に対しては、毎年度、町から補助金を支出していることもあります、条例案の内容について事前説明をさせていただき、一定のご理解を得ているものと認識しております。以上です。

○的野信之議長

○2番 (田中二三輝議員)

そうしますと、おそらく条例、この運用等については、規則や細則等々で、より詳細なものは作成されると思いますけども、次年度からの施行というふうにもなっておりますけど、双方の事務手続、これは滞りなくできるという理解でよろしいですか。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

社会福祉法第 58 条第 1 項に基づき、本条例により助成を行う場合の手続に関し必要な事項が定まり、今後、交付要綱を整備することにより事務処理が滞りなく行われると考えます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番 (宇田川 亮議員)

改めてご質問しますけども、この条例を制定した理由をもう一度、再度確認したいのと、これまで、何を根拠に補助金を出していたのかというのをお尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

今回、本条例を制定しましたのは、社会福祉法第 58 条第 1 項において、地方公共団体は条例で定める手続に従い、社会福祉法人に補助金を支出することとなっております。本町では、当該条例が定められておりませんでしたので、社会福祉法の規定に基づき、今回、社会福祉法人に対する助成の手続に係る条例を定めるものです。

過去の補助金の根拠につきましては、地方自治法第 232 条の 2 において、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において補助することができると定められておりますので、それが補助金の支出根拠となります。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

これまでどおり地方自治法の根拠に基づいて出してもよかつたのではないかという理論も成り立つのではないかというふうに思いますけども、今回、社会福祉法58条に基づいて支出するということなのですが、これが事務手続等いろんな問題に関して、58条に基づいた条例をつくったほうがよいというふうに判断されたのでしょうかけども、実際に具体的に、特に社協が不利益を得ないような形になるのかどうなのかというのをお尋ねします。

○的野信之議長 福祉人権課長。

○田鶴原竜二福祉人権課長

第3条の申請に基づくものではないかと思いますが、本条例に定めております、財産目録や貸借対照表については、もともと社会福祉法によりその作成が義務づけられております。提出するための準備など、一定の事務負担は生じるかもしれません、国の社会福祉法施行規則第8条により、助成手続に準拠したものでご理解していただきたいと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第2、議案第67号鞍手町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

この条例が制定するにあたり、その具体的な中身について教えていただきたいと思います。対象者も含めてお願ひします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

事業の主な内容についてですけれども、地域型保育事業等に通っていない生後6か月から3歳未満の乳幼児に対して、子供1人当たり月10時間を上限に実施事業所で保育が受けられる制度となります。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

現在その対象者がおられるのかというのと、第3条に最低基準の向上というふうにありますけれども、この最低基準も現在のところ満たされているのかどうかというのを教えてください

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

対象者につきましては、現時点では人数を見込むことは困難となっておりますが、現在策定している第3期子ども子育て事業計画の中で、利用見込み数を算出しており、その中では、令和8年度の利用見込み数が1月当たり0歳児2人、1歳児4人、2歳児3人の合計9人、利用時間は90時間としております。次の最低基準につきましては、現在の保育等の実施施設において、実施いたしますので、認可を受けており、最低基準を満たしているものと認識しております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

それから第6条に、月1回の避難訓練、消防訓練を行うよう書いてあります。この条例の中にはですね。それは間違いなく行われるのか。しないといけないことでしょうけども、大変なことじゃないかなというふうに思いますし、また、全体を通じたその町の助成支援というのはどういうふうに考え

てあるのか教えてください。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

安全訓練等の第6条につきましては、基準を満たしていただけるものと認識しております。補助につきましては、町の補助につきましては、国の基準に従って、支出する予定としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

この条例は、こども誰でも通園制度に関わる条例ではないかと思うのですけれども、現在のところ、この制度の実施、事業者としての申出はあっておりますか。あるいは、出そうな動きがあるのでしょうか、お尋ねします。

○的野信之議長 健康こども課長。

○沼野葉子健康こども課長

実施事業所につきましては、条例制定後、各保育施設等へ乳児等通園支援事業の実施について説明を実施し申請を受け付けます。実施する保育施設は現在のところ不明ですが、古月保育所では実施予定としております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3、議案第68号、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

この中に意向調査というふうにありますけれども、これどういうふうに具体的に実施していくのかというのを教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

意向調査につきましては今回条例改正をいたしまして当然、職員のほうには、周知をいたします。今までこういうふうに、妊娠あるいは出産等の話は人事担当の係のほうに出ていました。それが改めて条例に今回、追加されるものでございますので、人事担当係としては、今までとそう大きく変わらない状況ではないかというふうに考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

育休というのは出産された女性だけではありませんし、逆に、そのご主人、旦那さんが育休をとることも考えられます。町としては、積極的に育児休暇を取り入れて、育休をとらせないといけない、取得させないといけない義務があると思いますが、そうなった場合に、今度職員数の問題が絡んでくると思います。抜けた穴をどうするのかと、今でもちょっと足りないというふうに私は認識していますけれども、その時の職員の補充といいますか、どういうふうに考えてあるのか教えてください。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

当然、女性職員であれば、長期の出産休暇あるいは育児休暇を取るケースが今まで多くございまし

た。男性職員につきましても、配偶者の方が出産した場合、今年度につきましても3名ほど育児休暇、これは1か月程度の休暇をとっている状況です。確かに職員が長期で育児休暇をとるということが前もって分かれば、当然そこは会計年度任用職員等で補充、ただやっぱり短期の場合は、なかなかそういう会計年度任用職員の雇用っていうのが難しい部分もございます。今年度に限っても、男性職員がとったときは、そこの補充はしておりません。当然、同じ係内の職員の負担には若干なろうかと思いますが、そういうことで、短期の取得っていう場合には、ちょっと補充的な部分は、現状として難しいのかなと考えております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番 (宇田川 亮議員)

短期の場合はなかなか難しい部分あると思いますけども、ただ現状でも職員数が足りてないというような状況と、先ほども言いましたように、育児休暇は積極的に取らせないといけないという考えにいたっているのか。そうなれば、もっと、男性職員、女性職員、どちらも育児休暇制度を取り入れて取得する方も増えてくるのではないかと思います。町の姿勢次第では。

それからその意向調査の中で、今ちょっと仕事が忙しいので、もう少し待ってくれんかとか、取るのをやめてくれんかとかいうことが、あたらこれはもう遺憾なことでもありますし、その辺がないようにお願いしたいというふうに思いますが、その点もう一度、答弁お願ひします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、宇田川議員がおっしゃいますように、当然、職場としては、積極的にこの制度は、男性職員あるいは女性職員に、取っていただきることは推奨していかないといけないというふうにはもう十分認識をしております。仕事が忙しいとかというときでもあっても、そこは課あるいは係内で、協議をしながら、その職員が育児休暇をとっても、仕事に支障がないように、そこは全課局あげて、課長職も含めて、フォローはしていきたいというふうに職員にも周知をしていきたいというふうに思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第68号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4、議案第69号、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。西藤議員。

○12番 (西藤 典子議員)

新旧対照表の中にあります、1ページ目、そこに、部分休業することができない職員としまして、(2)に、「勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員を除く」と書いてあります、これは以外の非常勤職員というのは定年前、再任用短期勤務職員と書いてありますが、除くということは、この方たちだけが、部分休業をすることができないというふうに理解したらよろしいのでしょうかね、お尋ねします。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、西藤議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています。議案第69号は総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5、議案第70号、鞍手町営葬斎場条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

2番。今回の条例改正に関して提案理由でははっきりと明記はされてはいませんけども、町内利用者は現状どおり、そして町外利用者に対しては、使用料金が変更、改正されるというふうに理解をしておりますがまずこの理解でいいかどうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

議員のおっしゃるとおり、町外居住者が施設を利用する際の使用料を変更いたしました。そのほか、町内居住者の対象を明確化し、生活保護受給者の減免を廃止いたしました。以上です。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

今、生活保護者の減免を廃止とおっしゃいました。確かに第5条で、新旧対照表を見ますと、第5条、改正前は減免対象のところがはっきりと明記をされております。ところが改正後には、第5条、町長は、特別の理由によりその必要があると認める場合、云々という文面に変わっております。そこで、この第5条の運用、これを町長どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

特別の理由というのは、この条例に定めていない場合で、どうしても必要な場合につきましては、町長が使用料の全額または一部を免除するということになります。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

だから、町長、もう少し具体的に答えていただけませんか。どういったことを想定されているのかと、どういったときに減免対象とするのかとか、何か想定をされているのではないですか。今、全く白紙の状態ですか、それじゃおかしいでしょう。そこら辺をはっきりと答えてください。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

具体的に言いますと、町内で行き倒れて亡くなった方、行旅死亡人につきましては、この規定を準用するということです。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

現在、ほかの自治体との火葬料の比較っていうのは出してあるのか、どういうふうになっているのか、ほかとの差額っていいますか、今回、町内利用者はほとんど変わってないということなので、そこはどうなっているのかというのを教えてください。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

使用料の見直しをするに当たりましては、近隣市町の火葬施設運営の状況について調査を行っております。町外居住者の使用料につきましては、大体2倍から5・9倍の幅で町外居住者の使用料を設定されておりました。また、町内居住者というところ、明確化につきましては、死亡者が町内に住んでいた場合を、町内居住者の使用料とすることで区分をされているところが多くありました。

また、生活保護の減免につきましても、ほとんどの火葬施設において、減免の制度はなかったというのが現状です。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

30年たって、ほとんど変わってない、また葬斎場また火葬について、大変なお金がかかっているというような状況もありますけれども、他の自治体で、火葬された後に、例えば棺の中に金品が入っているとか、また入れ歯とか、そういう火葬された後に、売れるといいますか、そういうことを収入にしているところもあるわけですけども、町ではどうされてあるのか、またそれをする場合には必ず、火葬される親族の方、家族の方に了解を得て、持って帰りますか、こっちで処分していいですかということを必ず聞いているということですけども、現在今どうどうされてあるのか教えてください。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

火葬後に残ったものに関しましてですが、まず今、火葬施設の運営につきましては指定管理で、指定管理事業者にお任せをしておりまして、その親族の方にどのように問いかけというか、お尋ねをしているかというところは、今把握しておりませんので改めて確認をしたいと思っております。残骨や灰、異物、残ったものにつきましては、現在、無償で業者に引取りをしてもらっているのが状況です。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第70号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6、議案第71号、鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

今回、提案理由の中に、国の負担金を申請する必要があると、そのために、設置条例の一部改正をするということなのですけれども、国の負担金っていうのはどういうものなのかそれから額はどのくらいあるのか、どのぐらいの申請をされるのかっていうのを教えてください。

○的野信之議長 教育課長。

○森永健一教育課長

公立学校施設整備費負担金につきましては、手続で、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金に関する法律というのがございまして、その中で、詳細のほうを決定しております。その中で学校の統合に伴い、校舎、屋内運動場が必要となる場合であって統合前に新設する場合には、当該学校の統合が条例またはこれに基づく規則で定められたものに限ると規定されておりますので、今回この議案のほうを提出させていただいております。

金額につきましては、状況等も変わってきておるので、今現在、すいませんが詳しい数字っていうのは手元にありませんので、申し訳ありませんがもう一度こちらのほうで精査を行いながら後日お答えさせていただければと思います。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第71号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7、議案第72号、令和7年度鞍手町一般会計補正予算第4号を議題とします。まず歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の14ページをお開きください。2款総務費及び3款民生費について、14ページから19ページまで質疑ありませんか。田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

2番。地域おこし協力隊についてです。15ページです。今回、町長の肝いり事業と言っても過言ではない地域おこし協力隊の予算が減額をされておりますが、当該予算は、3月定例会において各議員から、この予算計上に関し様々な意見があったと記憶をしております。この減額補正は、現在まで応募または、決定といったものに至っていないから、減額をしているというふうに解釈をいたしますが、このような状況を考えると、まず本町にとって、地域おこし協力隊という制度、これがそもそもなじまないのでないかなというふうにも考えております。

現在活動していただいている地域おこし協力隊員1名の方がおられます。さらに新規に1名の増員を計画して、今年度、当初予算に計上した、そして募集を行っております。そもそも、増員をするという新規事業に関して、担当課の意見、これを十分に聞いて、3月の当初予算に予算計上したのか、改めて町長にお伺いいたします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

当然ながら予算を計上する際には、担当課との協議を進め、それによって予算を計上しております。これが鞍手町になじまないのでないかというようなお話ですが、私自身は、なじまないというよりも、むしろ今回、この募集要項の中で募集した要するに項目自体が、なかなか受けなかったということと、鞍手町自身の魅力を、まだまだ発信するのが弱いということで、全国的には鞍手町 자체を、もう少し情報発信をし、鞍手町の良さを知っていただくことで、地域おこし協力隊として、鞍手町で任務したいという方を、やはり募集をしていくべきじゃないかなというふうに考えております。まだまだ今後も、鞍手町として、地域おこし協力隊へとして任務をしていただき鞍手町にとって貴重な人材として、働いていただくことが必要ではないかなというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

町長のこれまでの町政運営、これに対する姿勢等を見てまいりました。しかしながら、町民や議会あるいは職員の声を聞かずに事業着手をしたり予算処置をしたりというような事をされているのではないかということを強く感じております。

今回、地域おこし協力隊活動費が229万減額されておりますが、これを当初から、道路の改修や維持管理、そして道路の除草など、町民の目で見て分かるような、町がよくなるような、そういう環境改善にもつながるような、予算の使い方といったことに、使用すべきじゃないかなというふうにも強く感じておりますが、その辺についていかがでしょうか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

田中議員の意見は意見として伺いますが、予算編成は行政として、編成上はこちらの権限とありますので、当然ながら職員と協議しながら、予算編成を行ってまいりたいというふうに考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番(田中二三輝議員)

予算処置する場合は、新規事業への取組、こういったものについて担当課と意見を十分に交わして

いると先ほどおっしゃっておりましたけども、この意見が食い違った場合、町長の意見を押し通しているのではないかなというふうにも感じております。そこに町長としてのおごりというものはないとはつきり言えるのかどうか、そこら辺の疑問もあります。ただ今回の、この地域おこし協力隊の予算といったものは、11月までに支出を予定していたものを当初予算で、増員1名分の支出を予定していた予算の減額をされておりますが、これ全額、この際、あともう数か月で今年度終わるわけですから、予算全額を減額してね、先ほど言いましたように早急に町民に有益な使い方、こういったものに予算を再編すべきじゃないかなというふうにも思いますが、その辺はいかがですか。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

当然ながら当初予算につきましては、議員皆様の同意を得て可決を成立したものであり、全ての予算については、承認されているというものもありますので、それを、まだ期が終わらない中で、それを全て減額するというふうな考えには至りません。

そしてまた地域おこし協力隊につきましては、先ほど言いましたように、もっともっと鞍手の魅力を情報発信し、鞍手を知っていただくことで、協力隊として鞍手に関わり、そして鞍手のために働いていただけるような方を募集していくこと、そしてまたそういう人が、鞍手の募集に応じてもらえるようなまちづくりにしていきたいというふうに考えております。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

同じところですけれども。3月議会の時に、当初予算のときに、町長はこの地域おこし協力隊について、募集をかけるに当たって中身は、町を盛り上げてもらうようなそういう施策を練っていただきたいみたいな答弁されてありましたよ。でも、今は今度、情報発信に変わっているではないですか。今、情報発信って、先ほどからずっと、鞍手のいいところをもっと知らせていただきたいって、今理由は変わってきていますけども、私も3月議会のとき言いましたけども、そんな鞍手町を盛り上げるためにとかいう、そんな重責を担うような協力隊募集してもそれは集まりませんよと、いうようなことを言っていました。現在どういう募集の仕方されているのですか。

○的野信之議長 まちづくり課長。

○高橋 奈美江まちづくり課長

現在の募集につきましては、5月より、募集を開始しております。まず、町のホームページ、それから移住交流推進機構、県の移住定住ポータルサイト、ネットのこの三つで募集をさせていただいております。また、ふるさと回帰支援センター、県のよかとこ相談窓口のほうにつきましては、要項のほうを配架させていただいて、募集のほうを行っております。以上です。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

今課長が言われたような募集要項で、募集されてもなかなか応募がないと。ただ、近隣でもですね、複数の協力隊員がきてあるところもあります。そういうとこも調べて、どういうふうなことをされてあるのか、あんまり難しいことしても絶対集まらないですよ。同じことでも、私はいいと思います。もう一つ、運転手の確保もいいと思いますけど。そういうのも含めて、もっと、簡略化っていうか、来やすいような募集要項にしないと、結局、予算計上したはいいけども、たまたま去年は1月に、ぎりぎりになって、協力隊員がこられましたけども、同じようなことでもいいし、もっと簡略化して、来やすい状況をつくった上での応募に切り替えるべきだというふうに思いますのでその点もう一度答弁お願いします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

先ほど情報発信っていうのは、鞍手町の情報発信が弱いということで、地域おこし協力隊に情報発信をお願いするというわけではありません。要するに、先ほど言いましたように鞍手町の魅力に対する、鞍手町の情報発信が弱いというふうに思っています。もっともっと魅力を、町が発信すべきであるというふうに思います。

今回の地域おこし協力隊については、宇田川議員が指摘されるように、なかなか応募しづらいような、任務をお願いするというようなことがあったかもしれません。ただ鞍手町にはそれが不足してい

るというようなことから、地域おこし協力隊の方にその任務をお願いしたいということで募集をいたしました。しかしながら現状まだ応募には至っていないと、ただ、何人かの方が鞍手町に問合せはあったというふうなことは聞いておりますが、なかなか鞍手町の募集している中身について、合わなかつたというようなことがあるというふうに聞いております。いずれにしましても、宇田川議員が言われるように、他の自治体では、複数というか、2桁の方を地域おこし協力隊として、任務をしていただいているような自治体もあるように聞いております。そういうことから、先ほども職員の数が足らないのではないかというような、宇田川議員からのご指摘もありましたが、地域おこし協力隊も、職員というわけではありませんが、鞍手町の補完する、任務を担っていただくというようなことからすれば、鞍手町にとっては有益な事業ではないかなというふうにも感じております。したがいまして今後も、宇田川議員のご指摘も考慮に入れながら、募集に応募しやすいような、任務についても考えていきたいというふうに思います。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

16ページ、17ページのところにあります。2款3項1目の、そこで個人番号カード普及事業、このコンピューター機器等使用料が減額になっているということでございますが、大体、申請が、もうほぼ行き着くところまで行ったのではないかという感じがいたします。現在、町内の個人番号カードの登録者数と、登録者の率は何%の方が登録していらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

申し訳ございませんが今、手元に資料を持っておりませんのでまた改めて、報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番（宇田川 亮議員）

私も同じような質問しようと思っていましたけども、ただ、あわせて12月2日から保険証が資格証に変わって、それ以前に、駆け込みでマイナンバーカードの登録、マイナ保険証につなぐとか、いうことがニュースで、どこの自治体でもたくさん並んでいるというような状況が報道されておりましたけれども、鞍手町はそういうことはなかったのでしょうか。

○的野信之議長 住民環境課長。

○大村俊夫住民環境課長

正確な統計をとったわけではないのですが、感覚的には、今年度に入ってから、ちょうどマイナンバーカードが5年の更新や10年更新を迎える方も多く、窓口へ来庁される方は多くなっています。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤 典子議員）

3款2項5目のところでございます。ここで、児童福祉施設費として、子ども子育て支援金、これ提案理由のところに、交付金の交付基準額が増加されたと、増加になったということで、県とか国とかの補助金も出たりしておりますが、このことによりまして、放課後児童健全育成事業費が1人当たりどのくらい増額となったのかお尋ねしたいと思います。

○的野信之議長 健康子ども課長。

○沼野葉子健康子ども課長

放課後児童健全育成事業の補助金については、人数基準額が24万9千円増額、開設日数長期日数加算基準額が、1日当たり千円の増額、長時間開所加算基準額が1日当たり2万8千円増額となっておりまして1人当たりというよりは、施設の1日当たりの増額または年間の基準額が増額となっております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に進みます。4款衛生費から7款商工費について、20ページから23ページまで質疑ありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

23ページの観光振興費です。提案説明にもありましたけれども、785万9千円というのを、どういうふうに増えたのか。具体的な中身について教えてください。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

まず、この補正予算の科目につきましては、本年9月の定例会において、ガバメントクラウドファンディングGCFの関連予算といたしまして、補正予算を計上させていただいておりましたが、本補正予算につきましては、通常のふるさと納税に関連して、補正予算を計上させていただいております。この委託料につきましては、ふるさと納税の中間事業者に寄附額に応じてお支払いする事務的経費である、業務委託料の半分を観光振興費で予算を組ませていただき、ご寄附を頂いた方との関係強化を図るための観光情報誌の発送や、SNSでの観光やグルメ情報などの発信を行っているものでございます。本補正予算の内容につきましては、本年4月から10月までの通常のふるさと納税におきまして、当該、中間事業者が管理をいたしますサイトの寄附額が2億を超えて、当初予算編成時に見込んでおりました額と比較いたしますと、1億845万円、率にして107.38%の増ということになっております。これによりまして、寄附額に応じて負担をいたします寄附者との関係強化を図る、業務委託料の年度末までの予算が不足することから、今回785万9千円の追加予算の計上をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○的野信之議長 宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

寄附が当初見込んでいたよりも多くなったからその分の半額といいますか、が、多くなったということですか、そういう意味ですね。私はその負担割合のパーセントが増えたから増えたのかと思っていたのですけどそうじゃないのですかね。その辺もう一度確認お願いします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

この関係強化を図る取組を行っている事業者の寄附額が伸びまして、お支払いする業務委託料のパーセンテージが上がったものではございません。これまでどおりのパーセンテージで協力を頂いております、中間事業者にお支払いする業務委託料が、年度末までにお支払い額が増えるということで補正を計上させていただいております。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑はありませんか。次に進みます。8款土木費から12款公債費について、24ページから27ページまで質疑ありませんか。石井議員。

○8番(石井大輔議員)

24ページの8款2項2目、道路維持費の部分で、樹木伐採等委託料298万円ですが、提案説明でもありましたが具体的な場所と伐採の内容を教えていただけるでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

長谷地区の町道水上妙見線、それから中山地区の高速道沿いにあります、町道本町田頭線にかかる竹の伐採費用を計上しております。今回地元のほうから要請を受けまして、現地を確認しましたところ、竹が道路に覆いかぶさっている状況でございましたので、追加で補正を計上させていただいております。以上です。

○的野信之議長 石井議員。

○8番(石井大輔議員)

高速道路沿いの、その竹が覆いかぶさっているところ、今通行止めになっていると思うのですが、この竹の所有者っていうのは町なのでしょうか。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷徹都市整備課長

所有者は町となっております。町道名が間違っていました、町道本村田頭線です。すいません。

○的野信之議長 石井議員。

## ○8番（石井大輔議員）

通行止めになって随分、数か月ほどたつと思うのですが、かなりやはり通行量が多いところだと思うのですよね。以前から、竹が、たれ下がったりして通行が困難になった場合は、職員の方が切られたりしたということがあったと思うのですが、今回はたれ下がっている量がものすごいということで、委託しないといけないと思うのですが、もう少し早く対応できなかつたのかなと思うのと、あとやはり以前から管理が難しいことも考えると、この防護壁をつくるとか、何かそのような予算組みをして、もう少し、こういうことがないようにしたほうがいいのではないかと思うのですが、それは今後検討頂きたいと思います。そして最後に今回の工事期間を教えていただきたいと思います。

○的野信之議長 都市整備課長。

○神谷 徹都市整備課長

まず工事期間につきましては、予算を可決頂いた後に検討していきたいと思っております。それからこの路線につきましては、前回は令和3年、4年の2カ年にかけて、竹の伐採をしております。なかなか竹の成長速度が速いものですから、今回、急遽、地元のほうから声が上がって伐採するわけに至ったのですけども、今後、今言われましたように、もっと抜本的な対策をとれるように検討していきたいと考えております。以上です。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

24、25ページのところの10款7項3目、学校給食センターの修繕料と書いてありますけれども、どういうふうな修繕が行われたのかお尋ねいたします。

○的野信之議長 教育課長。

○森永 健一教育課長

今回補正させていただいております分につきましては、食缶洗浄機の温度計、真空冷却機のセンサーの交換、ガス煮炊き釜のスプリングの修繕等、細かなものっていうのがあるのですが、今が応急処置っていう形で、現在使えておりますが、もう根本的にやり直さないといけないということもございますので、今回補正させていただいて修繕をさせていただこうと思っております。以上です。

○的野信之議長

ほかに質疑ありませんか。これで歳出を終わります。次に歳入に入ります。10ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。10ページから13ページについて質疑はありませんか。西藤議員。

○12番（西藤典子議員）

13ページのところにあります。18款1項2目ですかね。これ企業版ふるさと寄附金とあります。どういう企業からの寄附金でございましょうか、お尋ねいたします。

○的野信之議長 産業振興課長。

○柴田隆臣産業振興課長

今回ご寄附を頂きました企業は、「株式会社 ネクストワン」という会社でございます。本社は東京で福岡市に福岡支店がございます。取り組まれてある事業内容といたしましては、電力を基盤としたコンシューマープラットフォーム事業やIOT、AI、そういうものを活用いたしました、スマート農園型の障害者雇用支援事業などに取り組まれている会社でございます。以上でございます。

○的野信之議長 ほかに質疑ありませんか。これで歳入を終わります。それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

2番。今回のこの補正予算に計上がない、今テレビ等で話題の物価高騰対策に関する予算が、補正予算に計上されておりませんが、近隣の市町では既にその対応策等が決定されたというようなことも聞き及んでおりますけども、本町での今の状態、現状、これをちょっとご説明頂きたいと思いますがいかがですか。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、田中議員がおっしゃいますように、県内あるいは近隣の市町で今報道等でもあっております、重点支援の物価高騰対策の取組、予算措置がされている状況は十分承知しております。

本町におきましては、国のはうからの通知が11月21日付けで、確かに全国各自治体に総務省から、この重点支援物価高騰対策の国が予算措置をするので、各自治体も予算措置を考えてくださいという通知がきております。そういう中で11月26日付、総務課長名で、各課局にまた国の補正予算がつくので、何かメニューを考えてくださいという、案内もしましたし、12月1日に町長以下、各課長を集め協議をしました。ただ、今の時点で、まだ国から正確な交付金額のお示しもあっておりません。ご承知かと思いますけど、国のはうも、昨日8日から、補正予算を上げられて、昨日から予算審議が行われております。あわせて、推奨メニューというのも確定しておりません。話題になっています、おこめ券を配布してくださいとか、そういうことも、具体的には、正式に通知はあっておりません。そういう中で、今後、交付金額の確定の額、あるいは推奨メニューが、こういうこともいいですよということで正式に示された後、再度また町長以下で協議をして、補正予算を組まさしていただきたい、というところを考えております。今回、追加提案ができればよかったです、そこまで行き着いておりませんので、年明けてですね、どこかのタイミングで、またその部分の補正予算を組みますので、できれば、また臨時会を開催していただければというふうに財政担当課としては考えております。

○的野信之議長 田中議員。

○2番（田中二三輝議員）

国との関係もありますのでね、状況は理解できました。国からの決定が出たら、できるだけ早急に対応していただきたいっていうのが1点と、それから、やはり町民全般にわたるような、形での予算処置と、何かそういうメニューを拾い上げていただいての対応といったことを期待しておりますので、ぜひその辺を実現していただきたいというふうに思っております。何かありましたら。

○的野信之議長 総務課長。

○梶栗恭輔総務課長

今、田中議員がおっしゃいますように、従前の物価高騰対策につきましては、上下水道料金の基本料の減免とか、給食費の何か月分の無償化とか、ということでやはり限られた方にしかっていうところも、あったというふうには認識しております。先ほど言いましたように、12月1日に、町長以下の全課長を集めて話した中でも、今回の物価高騰対策においては、全町民の方、お1人お1人に行き渡るような支援をしなくちゃいけないということは、当然財政担当課としても持っておりますし、他の課長のほうからも、そういう意見が出ておりますので、今回の物価高騰対策につきましては、町民お1人お1人に行き渡るような支援メニューを考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○的野信之議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第72号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第8、議案第73号、令和7年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第73号は、民

生産業委員会に付託したいと思います。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9、議案第74号、令和7年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。質疑はありませんか。宇田川議員。

○4番(宇田川亮議員)

かんがいの工事費、修繕費等については、もともとかんがい基金を運用した運用益で修繕するというふうになっていました。ただなかなか金利が下がり運用が難しい、その他の要因もありましたけども、基金が少しずつ目減りしていくというような状況もあると思います。ただ、この基金があってもなくてもこれは町がしないといけない、必ずしないといけないものだというふうに思いますけども、今回、また修繕ということで、これはやらなきやいけないと思いますけども、この基金についても今後、ちょっと考えていく必要があるにではないだろうかというふうに思いますけど、町長の考えをお尋ねします。

○的野信之議長 町長。

○岡崎邦博町長

基金についての考え方ですが、運用につきましては、金利のない時代から金利のある時代になりました。特に最近は、代表的な国債の金利、10年国債につきましても2%に近づくというようなこともあります。そういう中で、鞍手町が今保有しています基金につきましては、なるべく国債で運用するようにしております。それにつきましても、短期の国債ということで、既に発行された国債、既発債と言いますが、これが大体1年から2年ぐらいで償還を迎えるという国債があります。これが、今、最近では0.9%の利率、出回るというようなことになっております。実際銀行金利ですと、3年定期の長期の定期もですね、0.36から0.4%弱の金利でありますので、2年弱の期間におきましても、2倍以上の利息がつくということから、国債で運用をしているという状況があります。しかしながら、いずれにしましても、修繕費を全て賄うということには、今のところはまだ至っておりません。そういう意味で、有利な運用は心がけながらも、引き続き、修繕が必要なものについては、基金を取り崩すっていうことも、致し方ないかなというふうに考えております。

○的野信之議長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第74号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10、議案第75号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和7年度固定資産税の課税免除を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第75号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第11、議案第76号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和6年度固定資産税の課税免除の額の変更を議題とします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第76号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。この際、休会についてお諮りいたします。明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

———— 閉会 11時07分 ———  
~~~~~○~~~~~